

令和6年度～令和7年度
国営施設応急対策事業旧迫川地区

笹岳揚水機場ゲート設備他製作据付工事

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

国営施設応急対策事業旧迫川地区箕岳揚水機場ゲート設備他製作据付工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。

同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営旧迫川土地改良事業計画に基づき、箕岳揚水機場のゲート設備等の更新を行うものである。

2. 工事場所

宮城県遠田郡涌谷町太田字新堀地内

3. 工事概要

本工事は、箕岳揚水機場のゲート設備等の更新を行う工事で、その概要は次のとおりである。

(1) 水門設備

- | | | |
|----------------|-------------------------------|-----|
| 1) 第1号水門（用排水門） | 純径間 3.0m×有効高 2.0m（扉体、戸当、開閉装置） | 1 門 |
| 2) 第2号水門（用排水門） | 純径間 3.0m×有効高 2.0m（扉体、戸当、開閉装置） | 1 門 |
| 3) 第3号水門（用水門） | 純径間 2.0m×有効高 2.0m（扉体、戸当、開閉装置） | 1 門 |
| 4) 第4号水門（用水門） | 純径間 1.0m×有効高 1.0m（扉体、戸当、開閉装置） | 1 門 |
| 5) 第5号水門（調整水門） | 純径間 3.0m×有効高 2.5m（扉体、戸当、開閉装置） | 1 門 |

(2) 鋼製付属設備

スクリーン、管理橋、防護柵、梯子	1 式
------------------	-----

(3) 電気設備

	1 式
--	-----

4. 工事数量

別紙1「工事数量表」のほか、第10章設計、第11章構造及び製作、第13章電気通信設備に示すとおりである。

5. 施工範囲

(1) 本工事の施工範囲は、第2章3. 工事概要に示す設備の撤去、設計、製作、輸送、据付及び試運転調整までの一切とする。

(2) 次に示すものは本工事の施工対象外とする。

- 1) ポンプ場土木工事、ポンプ工事、建築工事
- 2) 仮締切工事及び水替え工事（ただし、局部的な小水替えは受注者が行うものとする。）
- 3) 資機材の現場搬入道路の設置・撤去及び補修工事
- 4) 責任分界点までの引込外線工事

第3章 施工条件

1. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に

設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙2「工期通知書」により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている496日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙2「工期通知書」と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の翌日から令和8年3月10日（工事完了期限日）まで

2. 工程制限

排水に必要な第1号水門から第4号水門は、これまでのポンプ稼働実績から令和7年10月までは排水可能な状態を維持し、11月以降に撤去・据付工事を行わなければならない。

また、河川区域内工事（第1号水門及び第3号スクリーンに係る工事）は、令和8年1月31日までに完成させなければならない。

3. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

- (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。
- (2) 現場据付の工事期間には、雨天、休日等50日程度を見込んでいる。なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇である。

第4章 現場条件

1. 関連工事等

受注者は、次に示す隣接工事、又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

- (1) 笹岳幹線用水路改修その他工事（仮称）
（令和7年6月～令和8年5月）（予定）
- (2) 笹岳揚水機場改修（その1）工事（仮称）
（令和7年8月～令和8年3月）（予定）

2. 既設設備等との受渡し条件

既設設備からの電源接続は、低圧補機動力盤からAC200V、50Hzの接続とする。

3. 搬入路

現場への搬入路は、25t吊りラフテレーンクレーンの進入が可能である。

4. 第三者に対する措置

- (1) 保安対策
本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) その他
既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

5. 関係機関との調整

- (1) 受注者は、道路使用許可が必要な場合は設備搬入ルート等の道路使用許可を申請し、関係機関と必要な調整を行わなければならない。

- (2) 本機場は施設管理者が施設の維持管理を行うために、機場内で作業を行うことがあることから、現地作業を行う際には週間工程表を作成し、監督職員へ事前に報告するとともに、施設管理者にも同情報を提供しなければならない。

6. 安全対策

共通仕様書（土）3-2-2 一般事項 1. 施工計画（2）において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

共通仕様書（施）第1章 1-1-6 に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の始期から 60 日以内に提出するものとする。また、承諾・不承諾は提出があった日から 14 日以内に文書で通知するものとする。

2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

3. 官公庁等への手続き

共通仕様書（施）第1章 1-1-45 に示す書類は次のとおりとする。

- (1) 機器等の輸送に大型車両を使用する場合
道路使用許可申請関係資料 提出部数 2 部
- (2) その他、関係諸法令等に基づく届出がある場合
関係諸法令等に基づく届出関係資料 提出部数 2 部

第6章 仮 設

1. 工事用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

2. 仮設道路等

施工時の仮設道路、仮設ヤード及び仮締切は関連工事で施工する。なお、施工及び工程は、関連工事と調整するものとする。

3. 除雪工

除雪工は本工事では計上していないが、現地状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

第7章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別図に示すとおりである。

2. 工事用地等の使用及び返還

- (1) 発注者が確保している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会のうえ用地境界及び使用条件を確認しなければならない。
- (2) 工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、予め監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないよう十分注意するものとする。

第8章 貸与する資料等

本工事の設計・施工において関連する次の資料を貸与する。

- (1) 資 料 名
 - 1) 令和 3 年度 筧岳揚水機場実施設計業務 報告書
 - 2) 令和 5 年度 筧岳幹線用水路施工計画検討その他業務 報告書
- (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで
- (3) 返納場所 東北農政局北上土地改良調査管理事務所旧迫川支所
- (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第9章 試運転調整

本工事で実施する電気設備を含めた試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）は発注者において負担する。

なお、試運転調整の実施に当たっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。

第10章 設計

1. 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。
- (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

2. 設計諸元

本ゲート設備等計画は、次の条件により設計するものとする。

(1) 水門設備の設計条件

分類	第1号水門	第2号水門	第3号水門	第4号水門	第5号水門
用途	用排水門	用排水門	用水門	用水門	調整水門
設置数	1 門	1 門	1 門	1 門	1 門
形式	ステンレス鋼製 ローラゲート	ステンレス鋼製 ローラゲート	ステンレス鋼製 スライドゲート	ステンレス鋼製 スライドゲート	ステンレス鋼製 スライドゲート
純径間	3.000m	3.000m	2.000m	1.000m	3.000m
有効高	2.000m	2.000m	2.000m	1.000m	2.500m
設計水深	(前)7.027m	(前)8.400m	(前)4.900m	(前)5.150m	(前)2.340m
	(後)0m	(後)2.850m	(後)0m	(後)0m	(後)0m
操作水深	(前)6.430m	(前)8.400m	(前)4.900m	(前)5.150m	(前)2.340m
	(後)3.000m	(後)2.850m	(後)0m	(後)0m	(後)0m
水密方式	後面4方ゴム	両面4方ゴム	後面4方ゴム	後面4方ゴム	後面3方ゴム

分類	第 1 号水門	第 2 号水門	第 3 号水門	第 4 号水門	第 5 号水門
	水密	水密	水密	水密	水密
開閉方式	電動ラック 2 本吊り	電動ラック 2 本吊り	電動ラック 1 本吊り	電動ラック 1 本吊り	電動ラック 2 本吊り
開閉速度	0.3m/min	0.3m/min	0.3m/min	0.3m/min	0.3m/min
揚程	2.100m	2.245m	2.100m	1.100m	2.600m
操作方式	機側操作	機側操作	機側操作	機側操作	機側操作
周辺条件	水質 pH 7 前後、 濁度 (NTU) 約 14mg/L EC 約 35mS/m 気温 5℃前後 湿度 80%程度	水質 pH 7 前後、 濁度 (NTU) 約 14mg/L EC 約 35mS/m 気温 5℃前後 湿度 80%程度	水質 pH 7 前後、 濁度 (NTU) 約 14mg/L EC 約 35mS/m 気温 5℃前後 湿度 80%程度	水質 pH 7 前後、 濁度 (NTU) 約 14mg/L EC 約 35mS/m 気温 5℃前後 湿度 80%程度	水質 pH 7 前後、 濁度 (NTU) 約 14mg/L EC 約 35mS/m 気温 5℃前後 湿度 80%程度
許容応力	鋼構造物計画設計技術指針 (水門扉編)による。	鋼構造物計画設計技術指針 (水門扉編)による。	鋼構造物計画設計技術指針 (水門扉編)による。	鋼構造物計画設計技術指針 (水門扉編)による。	鋼構造物計画設計技術指針 (水門扉編)による。

(2) スクリーンの設計条件

分類	第 1 号スクリーン	第 2 号スクリーン	第 3 号スクリーン
用途	排水 1 次	排水 2 次	用排水
設置数	1 連	2 連	1 連
有効高	2.500m	3.700m	3.500m
純径間	3.000m	3.000m	3.000m
傾斜角	70°	70°	70°
バーピッチ	100mm	50mm	100mm
設計水位差	1.0m	1.0m	1.0m

(3) 管理橋の設計条件

分類	第 1 号水門管理橋
用途	用排水門
橋長	9.930m
幅員 (防護柵内幅)	1.050m
上載荷重	q=3.5kN (群衆荷重)

(4) 土木構造物の設計条件

土木構造物の荷重条件は下表を満足していることを確認するものとする。

1) 第 1 号水門

土木構造物	荷重作用時期	最大荷重
操作台	水門開時	64.8kN/門

2) 第 2 号水門

土木構造物	荷重作用時期	最大荷重
操作台	水門開時	83.5kN/門

3) 第3号水門

土木構造物	荷重作用時期	最大荷重
操作台	水門開時	94.8kN/門

4) 第4号水門

土木構造物	荷重作用時期	最大荷重
操作台	水門開時	33.9kN/門

5) 第5号水門

土木構造物	荷重作用時期	最大荷重
操作台	水門開時	63.7kN/門

3. 材料

- (1) 主要材料は、JIS 規格品又は同等品以上とする。
(2) 構造計算の結果、使用材料は、製鉄所のミルシート又は引張試験成績書等を提出し、監督職員の承諾を受けるものとする。

1) 水門設備

使 用 箇 所		材質・規格	摘 要
扉体	扉体	SUS304	
	主ローラ	SUS304	HB150 以上
	主ローラ軸	SUS304N2	
	水密ゴム	CR	
戸当り	コンクリート埋設部	SS400	
	上記以外	SUS304	

2) スクリーン

使 用 箇 所		材質・規格	摘 要
スクリーン	スクリーンバー及び取付材	SUS304	
	ディスタンスピース	SUS304TP	
	アンカー材	SS400	

3) 管理橋

使 用 箇 所		材質・規格	摘 要
床版	床版及び桁材	SS400	亜鉛メッキ
手摺	支柱及び柵	SS400	亜鉛メッキ

4) 防護柵

使 用 箇 所		材質・規格	摘 要
手摺	支柱及び柵	SS400	亜鉛メッキ

5) 水位計架台

使 用 箇 所		材質・規格	摘 要
架台	支柱等	SUS304	

第 11 章 構造及び製作

1. 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」及び第4章「水門設備」によるものとする。
- (2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」及び第4章「水門設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書（施）第4章「水門設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。
- (4) 水門設備の主要部は運転開始から長期の運転に耐えうる設計を行うこと。
- (5) 第2号水門及び第3号水門については、既存操作台（コンクリート）の強度が不足するため、開閉機には強度を考慮した機械台を設けるものとする。

2. ゲート設備

- (1) 扉 体
扉体の材質は、SUS 材を使用する。
- (2) 戸当り
取外し戸当りは、組立解体及び保守点検が容易な構造とし、取付けボルトは SUS 材を使用するものとする。
- (3) 水密構造
水密ゴムの取付けボルトは SUS 材を使用する。
- (4) 開閉装置
 - 1) ラック棒の材質は、SUS 材を使用する。
 - 2) 開閉装置には、開度発信機（0～100%、DC 4～20mA）を設け、低圧補機動力盤へ表示可能なものとする。

3. 管理設備

手摺高さは 1100mm 以上とし、材質は SS 材を使用する。

4. スクリーン

スクリーンパネル及び受桁の材質は、SUS 材を使用する。

第 12 章 運転操作・制御方法

1. 運転管理

機側（現場）及び遠隔（機場内操作室）における運転管理の内容は別紙3「管理項目表」のとおりとする。

信号等情報の受渡し方法は、次による。

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 監 視 信 号 | 無電圧接点信号 |
| (2) デジタル計測信号 | 無電圧接点信号 |
| (3) アナログ計測信号 | DC4～20mA |
| (4) 制 御 信 号 | 有電圧接点信号 |

2. 運転操作

ポンプ設備及びゲート設備の運転操作内容は、別紙4「運転操作要領」のとおりとする。

第 13 章 電気通信設備

1. 一般事項

- (1) 低圧動力設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」に準ずるものとする。各設備、機器、器具ごとの仕様、適用規格等（JIS、JEC、JEM 等）は、共通仕様書（施）並びに関係諸基準に準ずるものとする。

- (2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。
- (3) 信号線等の外部との接続部には、サージプロテクタ等を設置し雷害対策を行うものとする。
- (4) 回路構成等
 - 1) ゲート設備の主回路及び制御回路を内蔵し、かつ簡単な回路設計を基本とする。
 - 2) 盤内照明は LED 照明とし、ドアスイッチにより点滅するものとする。
 - 3) スペースヒータはスナップスイッチ及びサーモスタットにより入・切する。
 - 4) 遠隔操作は箕岳揚水機場から行えるものとし、信号の受渡しは、第 12 章によるものとする。
- (5) 指示計及び表示灯
 - 1) 電圧計、電流計は広角形とし、電流計はモータごとに対応させる。
 - 2) 状態表示及び故障表示は集合表示としランプテストができるものとする。
 - 3) 計器類及び表示等は、外部より見やすい位置に配置するものとする。

2. 負荷設備等

(1) 機側操作盤

1) 機器仕様

- ① 形 式 開閉機搭載型操作盤 (SUS 製) 5 面
- ② 使用場所 屋外
- ③ 材 質 SUS304
- ④ 用 途 水門扉数 5 門
駆動方式 電動ラック式

⑤ 盤面取付機器

- ア) 交流電流計 1 個
- イ) 交流電圧計 1 個
- ウ) 状態表示器 1 式
- エ) 故障表示器 1 式
- オ) ドアスイッチ (機側ー遠隔) 1 個
- カ) 切替スイッチ (通常ー点検) 1 個
- キ) 操作スイッチ 3 個
- ク) ランプテストスイッチ 1 個
- ケ) 警報停止スイッチ 1 個
- コ) 故障リセットスイッチ 1 個
- サ) 非常停止スイッチ 1 個

⑥ 盤内取付機器

- ア) 配線用遮断器 2 個
- イ) トリップコイル、警報接点 1 個
- ウ) 零相変流器 1 個
- エ) 3 E リレー 1 個
- オ) 漏電リレー 1 個
- カ) 電源用避雷器 2 台
- キ) 進相コンデンサ 1 個
- ク) サーモスタット 1 個
- ケ) スペースヒータ 1 個
- コ) 電磁接触器 1 式
- サ) 補助継電器 1 式
- シ) 制御回路 1 式
- ス) シンクロ電流変換器 1 個
- セ) アナログ保安器 1 個
- ソ) その他必要な機器 1 式

(2) 計測機器

水位計を第1号水門に設置するものとする。

1) 第1水門水位計

数 量	1 台
形 式	電波式
測定範囲	0～10m
構 造	検出部・信号変換部一体構造
測定方法	マイクロ波（レーダパルス信号伝搬時間測定方式）
マイクロ波出力	微弱電波機器性能
測定精度	±1.0cm 以下
出力信号	DC4～20mA
許容負荷抵抗	360Ω程度（DC24V 時）
配線方式	2 線式
避 雷 器	内蔵
電 源	DC16～36V
防水構造	
① 検出器	防噴流形（JIS C 0920）
各部材質	
① 本 体	アルミニウム合金製又は同等以上
② アンテナ	SUS316 又は同等以上

第14章 塗装

1. 一般事項

(1) 外注品の塗装仕様についてはメーカー標準仕様とし、塗装色は監督職員の承諾を得るものとする。

なお、電気盤の塗装色は、5Y7/1 とする。

(2) 搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。

(3) 扉体、戸当り及び開閉装置のステンレス部材並びにコンクリート埋設部材については塗装を行わないものとする。

なお、ステンレス部材は、酸洗いを十分に行うものとする。

2. 施工方法

(1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層ごとに色分けを行い施工するものとする。

(2) 現場溶接部及び工場での塗り残し部の塗装は、正規の塗装仕様に仕上げるものとする。

3. 塗装仕様

(1) 開閉装置

施工場所	工程	塗料等	標準膜厚	塗装方法
工場	素地調整	1種ケレン	—	エアレス スプレー
	1次プライマー	無機ジンクリッチプライマー	15 μm	
	第1層(下塗)	無機ジンクリッチペイント	75 μm	
	ミストコート	ミストコート	—	
	第2層(下塗)	弱溶剤型変性エポキシ 樹脂塗料下塗（大気部用）	80 μm	
	第3層(下塗)	弱溶剤型変性エポキシ	80 μm	

施工場所	工程	塗料等	標準膜厚	塗装方法
		樹脂塗料下塗（大気部用）		
	第4層（中塗）	弱溶剤型ポリウレタン 樹脂塗料用中塗	40 μ m	
	第5層（上塗）	弱溶剤型ポリウレタン 樹脂塗料上塗	30 μ m	

第15章 撤 去

1. 既設設備撤去

既設設備の撤去は、既設構造物への影響を及ぼさないよう施工にあたるものとする。

なお、撤去にあたり構造物等において亀裂、損傷等を発見した場合は監督職員に報告するものとする。

2. 撤去材の集積等

- (1) 本工事で発生した有価物は別途売払いする計画であることから、重量を計測し、監督職員に共通仕様書（施）第1章第1節 1-1-22に基づき発生材報告書を提出するものとする。集積場所は次のとおり想定しているが、具体的な集積場所は監督職員と協議するものとする。

また、有価物のうちケーブル類は、別途監督職員が指示する屋内に集積すること。

〔集積場所〕 笹岳揚水機場敷地内（宮城県遠田郡涌谷町太田字新堀地内）

- (2) 撤去材は、本工事及び施設の維持管理の支障とならない位置に集積するものとするが、受入能力が不足した場合は、監督職員と協議しなければならない。

第16章 据付等

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節及び第6章第12節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 機械設備

- (1) 各設備は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。
- (2) 各設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。
- (3) 扉体は土木構造物に損傷を与えないように、かつ機能を十分に発揮するように正確に据付なければならない。
- (4) 小配管設備の振動絶縁等が必要な所にはフレキシブルジョイントを設けるものとする。

3. 電気設備

- (1) 配線は、既設保護管内を原則とする。
- (2) 電気設備技術基準に基づきD種接地を設けるものとする。
- (3) 電線等を地中埋設する場合は、その位置が明確になるようにしなければならない。
- (4) 電気盤、電気設備用配管類の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震設計を行い、監督職員の承諾を受けるものとする。
なお、電気盤については、日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」、電気設備用配管類については、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」に基づく製品を使用する。

- また、耐震クラスは「電気設備計画設計技術指針」に示すAクラス以上とする。
- (5) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。

4. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(1) コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法(mm)	W/C (%)	セメントの種類	備考
鉄筋コンクリート	21	12	25	60%以下	BB	二次コン（第2号～第5号水門、第1号～第2号スクリーン）
鉄筋コンクリート	24	12	25	55%以下	BB	二次コン（第1号水門、第3号スクリーン）

※粗骨材最大寸法 25 mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合 20 mmの使用を可能とする。

(2) 鋼 材

①鉄筋コンクリート用

鉄筋コンクリート用異形棒鋼 JIS G 3112 SD295

(3) 見本または資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。

材料名	提出物	備 考
配線、配管	カタログ等	
アンカーボルト	カタログ・試験成績表	

5. 建設資材等の搬出

(1) 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分
無筋コンクリート殻	(有)親和建設 中間処理施設	登米市米山町字善王 寺武道ヶ崎 60-1、61-1	8:00～ 16:30	再生資源化 施設業者

6. 特定建設資材等の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程及び毎 の作業 方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他（機械基礎） ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

第 17 章 試験及び検査

1. 中間技術検査

- (1) 本工事は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等に基づく中間技術検査(以下「中間技術検査」という。)の対象工事である。
- (2) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- (3) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- (4) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- (5) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- (6) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

2. 既済部分検査

受注者は、既済部分検査により確認した出来形部分の引渡しは行わないものとし、引渡しまで善良な管理を行うものとする。

第 18 章 施工管理等

1. 主任技術者の資格

主任技術者等の資格は、入札説明書による。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。

黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「土木工事施行管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき記号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
 - 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。詳細は「土木工事施工管理基準の手引き」(平成19年3月30日付け農村振興局整備部長通知、最終改正令和4年3月31日付け3農振第3060号)による。
 - (3) 黒板情報の電子的記入に関する取り扱い
 - 1) 受注者は、(1)の機器を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
 - 2) 本工事の工事写真の取り扱いは、「土木工事施行管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」にするものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
 - 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写しこんだ写真を撮影する必要はない。
 - (4) 写真の納品
受注者は、(3)に示す、黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。
なお、受注者は納品時に URL (https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム(信憑性チェックツール)またはチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。
 - (5) 費用
機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。
4. 工事現場等における遠隔確認について
- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認(以下「遠隔確認」という)を行う工事である。
 - (2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
 - (3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
 - (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第19章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 設計諸元等条件変更に係るもの
- (2) 関連工事との調整に係るもの
- (3) 不可抗力によるもの
- (4) 法・基準の改正に係るもの
- (5) 第三者との協議結果により変更が生じた場合
- (6) 公共事業関係調査の対象となった場合
- (7) 除雪工及び水替工が必要となった場合
- (8) 新たに、更新又は整備の必要が生じた場合
- (9) 有害物質の含有量調査が必要となった場合
- (10) スクリーンの構造を変更する必要となった場合
- (11) 騒音・振動対策が必要となった場合
- (12) 操作台の削孔が必要となった場合

- (13) 製作において材料の見直しが必要となった場合
- (14) 軽微な道路補修が必要になった場合
- (15) その他本仕様書に定めがないもの

第20章 その他

1. 電子納品

- (1) 工事完成図書を、共通仕様書（施）第1章 1-1-26 及び第1章 1-1-28 に基づき資料を作成し、次のものを提出しなければならない。
 - 1) 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R） 正副2部
 - 2) 工事完成図書の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

2. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

3. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

4. 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

- 1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。
 - ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ② 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

- ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

- 1) 受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式 1～様式 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ① 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
 - ② VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③ VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤ 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - ⑥ その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

- 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書（施）工場関係書類様式（様式-6）の様式 5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6）の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事務所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）、（３）及び（４）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

6. 工事付属品

本工事で製作・据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に１部を備え付けなければならない。

7. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書(以下「計画書」という。)を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書(以下「変更計画書」という。)を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

8. 現場環境の改善の試行

- (1) 本工事は、女性も働きやすい現場環境(トイレ・更衣室)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。
なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2)ア(ア)～(カ)の設備・機能を満たすものとする。
- (2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

ア 内容

受注者は、現場に以下の(ア)～(サ)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、(シ)～(チ)については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (ア) 様式(洋風)便器
- (イ) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- (ウ) 臭い逆流防止機能
- (エ) 容易に開かない施錠機能
- (オ) 照明設備
- (カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- (ス) 擬音装置(機能を含む)
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備

(チ) 小物置き場 (トイレトペーパー予備置き場等)

イ 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 アの内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(ア)～(カ)及び【付属品として備えるもの】(キ)～(チ)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基/工事 (施工箇所) までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費 (率) に含むものとし、2 基/工事 (施工箇所) より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。

ウ 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

9. 週休 2 日による施工

(1) 本工事は、週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費 (賃料)、共通仮設費 (率分)、現場管理費 (率分) を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休 2 日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休 2 日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5% (8 日/28 日) 以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間 (受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など) は含まない。

② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休 2 日 (4 週 8 休以上) の実施の確認方法は、次によるものとする。

① 受注者は、契約後、週休 2 日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

② 受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合又は実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費 (賃料)、共通仮設費 (率分)、現場管理費 (率分) を補正する。

① 補正係数

	4週8休以上 [現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上]
労務費	1.02
機械経費 (賃料)	1.02
共通仮設費 (率分)	1.02
現場管理費 (率分)	1.05

②補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。

なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

10. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。
- 1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐ 月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- ☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- 2) 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐ 休日の確保を行った。
- ☐ その他 [理由：現場閉所による月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。]

○事業（務）所長用

- ☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。

☐ その他 [理由：現場閉所による月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に取り組んだ。]

3) 現場閉所による週休 2 日相当（4 週 8 休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙 8 に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で 1 点を加点評価する。○事業（務）所長用

- ☐ その他 [理由：現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日/28 日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

11. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日}^{(\ast 1)} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{(\ast 2)}$$

※1 契約変更時は「基準日から工期末までの真夏日」に置き換える。

※2 補正係数：1.2

12. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。

(2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

13. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第 21 章 定めなき事項

1. 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
2. この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙 1

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接製作費				
1. 小形水門扉製作工	第1号水門			
(1) 扉体工				
扉体工（材料費）－小形水門－	小形水門, ローラゲート, (4方水密) ラック式, SUS製	式	1.000	
扉体工（労務費及び塗装費）	小形水門, ローラゲート (4方水密), 扉体, 6.0, 0.00	式	1.000	
(2) 戸当り工				
戸当り工（材料費）－小形水門－	小形水門, ローラゲート (4方水密), 25m未満, 16.5, 3	式	1.000	
戸当り工（労務費及び塗装費）	小形水門, ローラゲート (4方水密), 戸当り, 16.5, 0	式	1.000	
(3) 開閉装置工				
開閉装置（機器単体費・ラック式）	ラック電動開閉機 連動盤搭載型 75kN	式	1.000	
2. 小形水門扉製作工	第2号水門			
(1) 扉体工				
扉体工（材料費）－小形水門－	小形水門, ローラゲート, (4方水密) ラック式, SUS製	式	1.000	
扉体工（労務費及び塗装費）	小形水門, ローラゲート (4方水密), 扉体, 6.0, 0.00	式	1.000	
(2) 戸当り工				
戸当り工（材料費）－小形水門－	小形水門, ローラゲート (4方水密), 25m未満, 15.3, 3	式	1.000	
戸当り工（労務費及び塗装費）	小形水門, ローラゲート (4方水密), 戸当り, 15.3, 0	式	1.000	
(3) 開閉装置工				
開閉装置（機器単体費・ラック式）	ラック電動開閉機 連動盤搭載型 100kN	式	1.000	
3. 小形水門扉製作工	第3号水門			
(1) 扉体工				
扉体工（材料費）－小形水門－	小形水門, スライドゲート, (4方水密) ラック式, SUS製	式	1.000	
扉体工（労務費及び塗装費）	小形水門, スライドゲート (4方水密), 扉体, 4.0, 0.	式	1.000	
(2) 戸当り工				
戸当り工（材料費）－小形水門－	小形水門, スライドゲート, 25m未満, 12.3.0～12.0	式	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
戸当り工（労務費及び塗装費）	小形水門, スライドゲート (4方水密), 戸当り, 12.0	式	1.000	
(3)開閉装置工				
開閉装置（機器単体費・ラック式）	ラック電動開閉機 単動 盤搭載型 100kN	式	1.000	
4. 小形水門扉製作工	第4号水門			
(1)扉体工				
扉体工（材料費）－小形水門－	小形水門, スライドゲート, (4方水密)ラック式, SUS 製	式	1.000	
扉体工（労務費及び塗装費）	小形水門, スライドゲート (4方水密), 扉体, 1.0, 0.	式	1.000	
(2)戸当り工				
戸当り工（材料費）－小形水門－	小形水門, スライドゲート, 25m未満, 6, 3.0～12.0 m	式	1.000	
戸当り工（労務費及び塗装費）	小形水門, スライドゲート (4方水密), 戸当り, 6.0,	式	1.000	
(3)開閉装置工				
開閉装置（機器単体費・ラック式）	ラック電動開閉機 単動 盤搭載型 40kN	式	1.000	
5. 小形水門扉製作工	第5号水門			
(1)扉体工				
扉体工（材料費）－小形水門－	小形水門, スライドゲート, (3方水密)ラック式, SUS 製	式	1.000	
扉体工（労務費及び塗装費）	小形水門, スライドゲート (3方水密), 扉体, 7.5, 0.	式	1.000	
(2)戸当り工				
戸当り工（材料費）－小形水門－	小形水門, スライドゲート, 25m未満, 13, 3.0m未満	式	1.000	
戸当り工（労務費及び塗装費）	小形水門, スライドゲート (3方水密), 戸当り, 13.0	式	1.000	
(3)開閉装置工				
開閉装置（機器単体費・ラック式）	ラック電動開閉機 連動 盤搭載型 75kN	式	1.000	
6. 電気設備工				
(1)計装機器工				
計装機器工（河川・水路用水門）	電波式水位計（コーンアン テナ型）, 水位計架台	式	1.000	
7. 鋼製付属設備製作工	第1号スクリーン			

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)鋼製付属設備製作工	第1号スクリーン			
鋼製付属設備工（製作費）	スクリーン	式	1.000	
鋼製付属設備工（塗装費）	酸洗（SUS用）	式	1.000	
8. 鋼製付属設備製作工	第2号スクリーン			
(1)鋼製付属設備製作工	第2号スクリーン			
鋼製付属設備工（製作費）	スクリーン	式	2.000	
鋼製付属設備工（塗装費）	酸洗（SUS用）	式	1.000	
9. 鋼製付属設備製作工	第3号スクリーン			
(1)鋼製付属設備製作工	第3号スクリーン			
鋼製付属設備工（製作費）	スクリーン	式	1.000	
鋼製付属設備工（塗装費）	酸洗（SUS用）	式	1.000	
10. 鋼製付属設備製作工	第1号水門管理橋			
(1)鋼製付属設備製作工	第1号水門管理橋			
鋼製付属設備工（製作費）	管理橋	式	1.000	
鋼製付属設備工（塗装費）	溶融亜鉛メッキ	式	1.000	
11. 鋼製付属設備製作工	水門防護柵（第1号・第2号～第4号、第5号）			
(1)鋼製付属設備製作工	水門防護柵（第1号・第2号～第4号、第5号）			
鋼製付属設備工（製作費）	防護柵	式	1.000	
鋼製付属設備工（塗装費）	溶融亜鉛メッキ	式	1.000	
12. 鋼製付属設備製作工	水門梯子（第2号～第4号、第5号）			
(1)鋼製付属設備製作工	水門梯子（第2号～第4号、第5号）			
鋼製付属設備工（製作費）	梯子	式	1.000	
鋼製付属設備工（塗装費）	溶融亜鉛メッキ	式	1.000	
直接工事費				
1. 輸送費				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)輸送費				
輸送費（小形水門）	126km, 小形水門扉24. 5m2, 鋼製付属8. 82t	式	1. 000	
2. 小形水門扉据付工	第 1 号水門			
(1)小形水門扉据付工	第 1 号水門			
水門扉据付工及び直接経費（小形水門）	小形水門, ローラゲート(4方水密), 6. 00, 操作盤一体	式	1. 000	
水門扉据付工（仮設費）	手摺先行型枠組	式	1. 000	
3. 小形水門扉据付工	第 2 号水門			
(1)小形水門扉据付工	第 2 号水門			
水門扉据付工及び直接経費（小形水門）	小形水門, , ローラゲート(4方水密), 6. 00, 操作盤一体	式	1. 000	
水門扉据付工（仮設費）	手摺先行型枠組	式	1. 000	
4. 小形水門扉据付工	第 3 号水門			
(1)小形水門扉据付工	第 3 号水門			
水門扉据付工及び直接経費（小形水門）	小形水門, スライドゲート(4方水密), 4. 00, 操作盤一体	式	1. 000	
水門扉据付工（仮設費）	手摺先行型枠組	式	1. 000	
5. 小形水門扉据付工	第 4 号水門			
(1)小形水門扉据付工	第 4 号水門			
水門扉据付工及び直接経費（小形水門）	小形水門, スライドゲート(4方水密), 1. 00, 操作盤一体	式	1. 000	
水門扉据付工（仮設費）	手摺先行型枠組	式	1. 000	
6. 小形水門扉据付工	第 5 号水門			
(1)小形水門扉据付工	第 5 号水門			
水門扉据付工及び直接経費（小形水門）	小形水門, スライドゲート(3方水密), 7. 50, 操作盤一体	式	1. 000	
水門扉据付工（仮設費）	手摺先行型枠組	式	1. 000	
7. 電気盤類据付工(用排水機以外)				
(1)電気共通設備工(用排水機以外)				
計装機器据付工（用排水機以外）	超音波式水位計	式	1. 000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
配管工	電線管敷設工	式	1.000	
配線工	制御ケーブル配線工, ケーブル配線工	式	1.000	
配線機器等設置工 (用排水機以外)	ボックス類取付工, 200×200×150mm	式	1.000	
8. 電気盤類据付工 (用排水機以外)	電気設備撤去工			
(1) 電気共通設備工 (用排水機以外)				
計装機器撤去工	フロート式水位計	式	1.000	
配管工 (撤去)	電線管撤去工	式	1.000	
配線工 (撤去)	制御ケーブル撤去, ケーブル撤去	式	1.000	
9. 鋼製付属設備据付工	第1号スクリーン			
(1) 鋼製付属設備据付工				
鋼製付属設備据付工	スクリーン	式	1.000	
鋼製付属設備据付工 (直接経費)		式	1.000	
10. 鋼製付属設備据付工	第2号スクリーン			
(1) 鋼製付属設備据付工				
鋼製付属設備据付工	スクリーン	式	1.000	
鋼製付属設備据付工 (直接経費)		式	1.000	
11. 鋼製付属設備据付工	第3号スクリーン			
(1) 鋼製付属設備据付工				
鋼製付属設備据付工	スクリーン	式	1.000	
鋼製付属設備据付工 (直接経費)		式	1.000	
12. 鋼製付属設備据付工	第1号水門管理橋			
(1) 鋼製付属設備据付工				
鋼製付属設備据付工	管理橋	式	1.000	
鋼製付属設備据付工 (直接経費)		式	1.000	
13. 鋼製付属設備据付工	水門防護柵 (第1号、第2号～第4号、第5号)			

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)鋼製付属設備据付工				
鋼製付属設備据付工	防護柵	式	1.000	
鋼製付属設備据付工（直接経費）		式	1.000	
14．鋼製付属設備据付工	水門梯子（第2号～4号、5号）（リアガード含む）			
(1)鋼製付属設備据付工				
鋼製付属設備据付工	梯子（リアガード含む）	式	1.000	
鋼製付属設備据付工（直接経費）		式	1.000	
15．産業廃棄物処理工				
(1)産業廃棄物処理工				
産業廃棄物処分費（施設機械）	無筋コンクリート廃材	式	1.000	
16．コンクリート				
(1)コンクリート工				
コンクリート工		式	1.000	
17．小形水門撤去工	第1号水門			
(1)小形水門撤去工	第1号水門			
水門扉撤去工及び直接経費（小形水門）	扉体,戸当り,開閉装置	式	1.000	
18．小形水門撤去工	第2号水門			
(1)小形水門撤去工	第2号水門			
水門扉撤去工及び直接経費（小形水門）	扉体,戸当り,開閉装置	式	1.000	
19．小形水門撤去工	第3号水門			
(1)小形水門撤去工	第3号水門			
水門扉撤去工及び直接経費（小形水門）	扉体,戸当り,開閉装置	式	1.000	
20．小形水門撤去工	第4号水門			
(1)小形水門撤去工	第4号水門			
水門扉撤去工及び直接経費（小形水門）	扉体,戸当り,開閉装置	式	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
2 1. 小形水門撤去工	第 5 号水門			
(1) 小形水門撤去工	第 5 号水門			
水門扉撤去工及び直接経費（小形水門）	扉体, 戸当り, 開閉装置	式	1. 000	
2 2. 鋼製付属設備撤去工	第 1 号スクリーン			
(1) 鋼製付属設備撤去工	第 1 号スクリーン			
鋼製付属設備撤去工	スクリーン	式	1. 000	
鋼製付属設備撤去工（直接経費）		式	1. 000	
2 3. 鋼製付属設備撤去工	第 2 号スクリーン			
(1) 鋼製付属設備撤去工	第 2 号スクリーン			
鋼製付属設備撤去工	スクリーン	式	1. 000	
鋼製付属設備撤去工（直接経費）		式	1. 000	
2 4. 鋼製付属設備撤去工	第 3 号スクリーン			
(1) 鋼製付属設備撤去工	第 3 号スクリーン			
鋼製付属設備撤去工	スクリーン	式	1. 000	
鋼製付属設備撤去工（直接経費）		式	1. 000	
2 5. 鋼製付属設備撤去工	第 1 号水門管理橋			
(1) 鋼製付属設備撤去工	1 号水門管理橋			
鋼製付属設備撤去工	管理橋	式	1. 000	
鋼製付属設備撤去工（直接経費）		式	1. 000	
2 6. 鋼製付属設備撤去工	第 1 号水門防護柵			
(1) 鋼製付属設備撤去工	1 号水門防護柵			
鋼製付属設備撤去工	防護柵	式	1. 000	
鋼製付属設備撤去工（直接経費）		式	1. 000	
2 7. 鋼製付属設備撤去工	第 2 号～第 4 号水門防護柵・梯子			
(1) 鋼製付属設備撤去工	第 2 号～第 4 号水門防護柵			

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
鋼製付属設備撤去工	防護柵・梯子	式	1.000	
鋼製付属設備撤去工（直接経費）		式	1.000	
2 8. 鋼製付属設備撤去工	第 5 号水門防護柵・梯子			
（1）鋼製付属設備撤去工	第 5 号水門防護柵			
鋼製付属設備撤去工	防護柵・梯子	式	1.000	
鋼製付属設備撤去工（直接経費）		式	1.000	

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

設備区分	分類	管理項目	数量			データ				制御室						備考	
			台 数	データ 数	合 計	信号	桁数	最小単位	計測範囲	表示			操作・制御				
										アナ ログ	ラン プ	警 報	手 動	設 定	自 動		
主 ポン プ	選択指令	機側-中央	2	2	4	無電圧a接点					○		○				
		単独-連動	2	2	4	無電圧a接点							○				
		停止-運転	2	2	4	有電圧a接点							○				
	操作指令	非常停止	2	1	2	有電圧a接点							○				
		始動準備完了	2	1	2	無電圧a接点					○						
	状態監視	運転	2	1	2	無電圧a接点					○		○				
		停止	2	1	2	無電圧a接点					○		○				
		吸水槽水位低	1	1	1	無電圧a接点					○						
		吸水槽水位高	1	1	1	無電圧a接点					○						
		計測項目	吐出弁開度	2	1	2	セルシン				○						
	故障表示	吸水槽水位異常低	1	1	1	無電圧a接点					○	○					
		吐出槽水位異常高	1	1	1	無電圧a接点					○	○					
		PF断	2	1	2	無電圧a接点					○	○					
		3E	2	1	2	無電圧a接点					○	○					
		地絡	2	1	2	無電圧a接点					○	○					
		始動渋滞	2	1	2	無電圧a接点					○	○					
		電動機軸受温度上昇	2	1	2	無電圧a接点					○	○					
		ブラシ引上装置過負荷・地絡	2	1	2	無電圧a接点					○	○					
		始動制御器過負荷・地絡	2	1	2	無電圧a接点					○	○					
		吐出弁過負荷・地絡	2	1	2	無電圧a接点					○	○					
		吐出弁過トルク	2	1	2	無電圧a接点					○	○					
		非常停止	2	1	2	無電圧a接点					○	○	○				
吸水槽	計測項目	吸水槽水位	1	1	1	DC4～20mA	4桁	0.01m	0.00～20.00							電波式水位計	
吐出槽	計測項目	吐出槽水位	1	1	1	DC4～20mA	4桁	0.01m	0.00～20.00							電波式水位計	
No.1～3 ゲート	操作指令	開-閉-停止	3	3	9	有電圧a接点					○		○				
		機側-中央	3	1	3	無電圧a接点					○						
	状態監視	電源	2	1	2	無電圧a接点					○					No2,3のみ	
		全開-全閉	3	2	6	無電圧a接点					○						
		3E(過負荷、欠相、逆相)	3	1	3	無電圧a接点					○						
	故障表示	過トルク(開時、閉時)	2	2	4	無電圧a接点					○					No2,3のみ	
		非常上限	2	1	2	無電圧a接点					○					No2,3のみ	
		ゲート過負荷・地絡	3	1	3	無電圧a接点					○						
計測項目	開度	3	1	3	セルシン	4桁	0mm	0～2500	○								
No.4 ゲート	操作指令	取水位	1	1	1	DC4～20mA	4桁	0.01m	0.00～20.00							電波式水位計(No.1のみ)	
		開-閉-停止	1	3	3	有電圧a接点					○		○				
	状態監視	機側-中央	1	1	1	無電圧a接点					○						
		電源	1	1	1	無電圧a接点					○						
		全開-全閉	1	2	2	無電圧a接点					○						
	故障表示	3E(過負荷、欠相、逆相)	1	1	1	無電圧a接点					○						
		過トルク(開時、閉時)	1	2	2	無電圧a接点					○						

別紙 4

運転操作要領

1. 運転操作の概要

(1) ポンプ設備の運転操作

1) No. 1、No. 2 ポンプ

本ポンプ設備は、箕岳機場制御室の主ポンプ制御盤から一人制御の連動操作及び単独操作とする。

2) 運転操作の優先順位

運転操作の優先順位は、単独操作、連動操作の順とする。

(2) ゲート設備の運転操作

1) No. 1～No. 5 ゲート

本ゲート設備は、箕岳機場制御室の低圧補機動力盤からの遠隔操作及び機側操作盤からの単独操作とする。

2) 運転操作の優先順位

運転操作の優先順位は、単独操作、連動操作の順とする。

2. 運転操作の内容

(1) ポンプ設備

1) 単独操作

単独操作は、主ポンプ及び吐出し弁類等の操作を、運転操作員がそれぞれ単独に操作し、動作を確認しながら運転する。

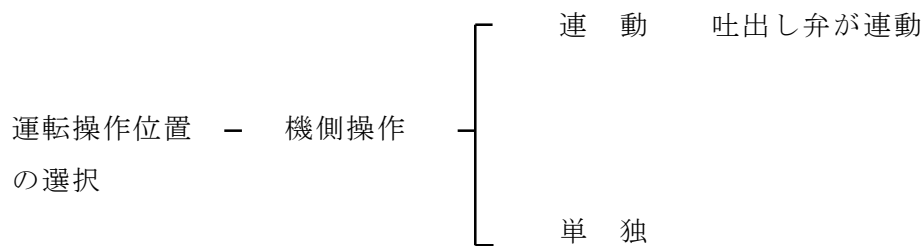
2) 連動操作

連動操作は、主ポンプ、吐出し弁の操作を 1 回の操作で各機器の操作段階を連動で行うものである。

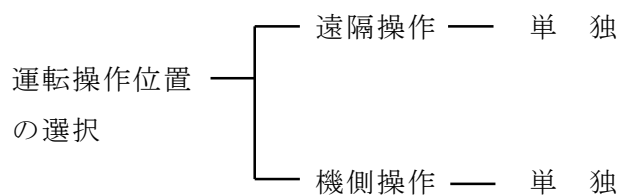
各機器の動作の間には、必要に応じて相互にインタロックの保護回路を備える。

3. 操作場所と運転操作

(1) 主ポンプ



(2) No. 1～No. 5 ゲート



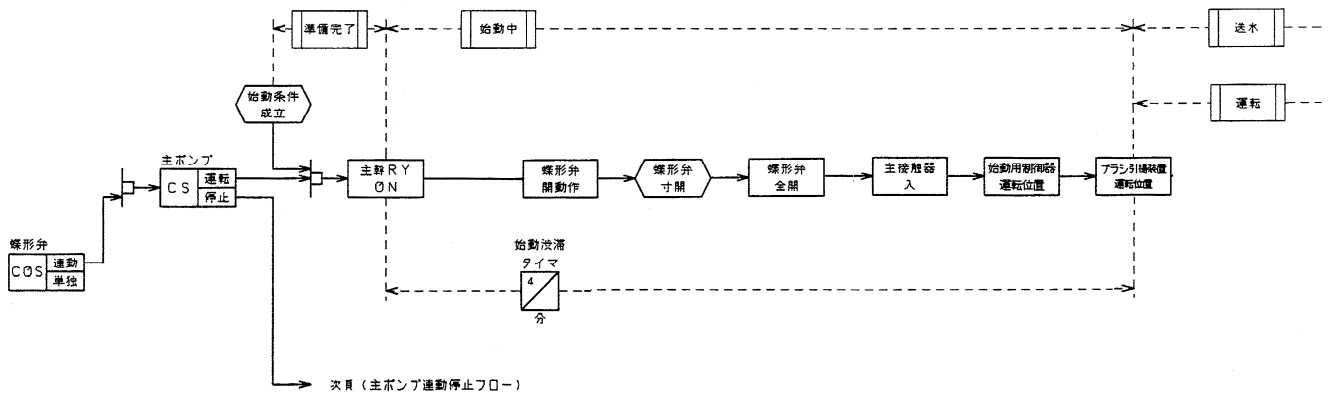
4. 始動条件

次の始動条件を満足すると、「主ポンプ制御盤」に「始動準備完了」の表示灯を点灯し、各運転操作が可能となる。

- (1) 重故障でない
- (2) 吸水槽水位規定値以上
- (3) 制御電源正常
- (4) 始動制御器始動位置 AND 故障でない
- (5) ブラシ引揚装置始動位置 AND 故障でない
- (6) 吐出し弁故障でない
- (7) 他機始動中でない
- (8) 用水モードの場合
 - i) No. 1 ゲート寸開
 - ii) No. 2 ゲート全開
 - iii) No. 3 ゲート寸開 OR No. 4 ゲート寸開
- (9) 排水モードの場合
 - i) No. 1 ゲート寸開
 - ii) No. 2～4 ゲート全開
 - iii) No. 5 ゲート寸開

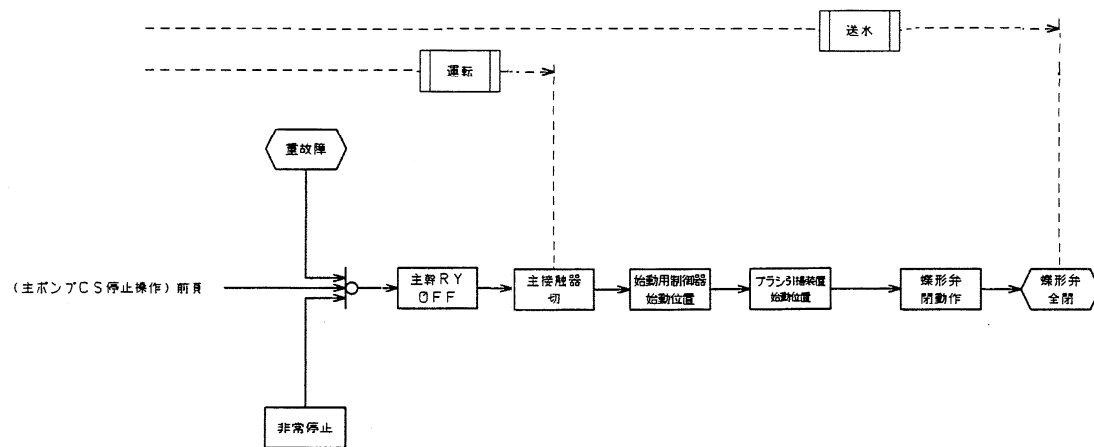
5. 主ポンプの始動・停止順序（ポンプ設備の始動、停止シーケンスブロック図）

（1）始動順序（始動シーケンスブロック図 参照）



始動シーケンスブロック図

（2）停止順序（停止シーケンスブロック図 参照）



停止シーケンスブロック図

6. 緊急停止順序

(1) 非常停止

保護継電器の動作及び非常停止開閉器の操作をした場合は、5.(2)の停止順序で停止するものとする。

(2) 停電停止

停電により不足電圧継電器検知後、受電用遮断器をトリップさせるものとする。

7. 保護警報

保護項目は、重故障及び軽故障に分けるものとする。重故障に対しては主ポンプを非常停止させると共に、異常状態を主ポンプ盤及び主ポンプ制御盤に表示し、ベル警報を発するものとする。

また、軽故障は異常状態を主ポンプ制御盤に表示し、ブザー警報を発するものとする。

(1) 重故障

- 1) PF 断 (電動機過電流)
- 2) 3E リレー動作
- 3) 地絡
- 4) 始動渋滞
- 5) 軸受温度上昇
- 6) 非常停止
- 7) 吸水槽水位異常低
- 8) 吐出槽水位異常高

(2) 軽故障

- 1) 始動用制御器過負荷・地絡
- 2) ブラシ引揚装置過負荷・地絡
- 3) 吐出弁過負荷・地絡
- 4) 吐出弁過トルク

8. 水位の計測

(1) 吸水槽水位

吸水槽に設置した電波式水位計により計測した信号を受け、主ポンプ制御盤に水位を表示するものとする。

また、バックアップとして、電極棒式水位計を併設するものとする。

(2) 吐出槽水位

吐出槽に設置した電波式水位計により計測した信号を受け、主ポンプ制御盤に水位を表示するものとする。

別図

工事用地図（1／2）

S=図示

平面図

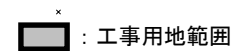
S=1:500

小里字琵琶首

太田字新堀

■：工事用地範囲

$S = \text{図示}$



工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

1 総則

1-1 目的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等（以下「立会等」という。）について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声を Web 会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの（以下「遠隔確認」という。）であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

1-2 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

1-3 適用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致の確認、工事事務時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的にその機能を活用する行為を妨げるものではない。

2 機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web 会議システムは農林水産省が推奨するシステム（以下「推奨システム」という。）を使用する。なお、受注者は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

3 遠隔確認の実施

3-1 施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認を受けなければならない。

（1）適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

（2）機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

(3) 実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

3-2 事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

3-3 遠隔確認の実施

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

(2) 確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

(3) 確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

(4) 結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

4 遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等を活用して監督職員に提出する。

5 留意事項

遠隔確認の活用に際しては、以下に留意すること。

(1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。

(2) 長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。

(3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。

(4) 受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行うこと。

(5) 動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全

対策に留意すること。

- (6) 電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。
- (7) 本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

6 工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

記 載 例
当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。
問合せ先：〇〇工事責任者 現場代理人氏名、連絡先

7 フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

8 積算

(1) 積算方法

遠隔確認に使用する機器等は原則リースとし、その費用は工事实施に必要な施工管理費用（技術管理費）として見積徴収して全て計上する。

計上に当たっては、現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とするため「一括計上価格」とする。

やむを得ず機器等の購入が必要な場合はその購入費に対して機器等の耐用年数に使用期間割合を乗じた金額を計上する。また、受注者が所有する機器等を使用する場合も同様とする。

なお、発注者が所有する機器等を使用する場合は受発注者間で費用を協議することとし、追加で必要となる費用を計上する。

(2) 機器等の耐用年数

代表的な機器等の耐用年数については表－１のとおりであるが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定する。

表－１ 代表的な機器の耐用年数

機器等の名称	耐用年数
カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	５年
ハブ、ルーター、リピーター、LAN ボード	１０年

※ 国税庁ホームページ公表資料から引用

9 特別仕様書（記載例）

項 目	記 載 例
1. 特別仕様書	第〇章 施工管理 （〇）工事現場等における遠隔確認について 1）本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。 2）遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。 3）農林水産省が推奨する Web 会議システムは、〇〇〇〇である。 4）通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

令和6年度～令和7年度 国営施設応急対策事業旧迫川地区

簗岳揚水機場ゲート設備他製作据付工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚数	備 考
1	位置図	1	
2	簗岳揚水機場 施設位置図	1	
3	簗岳揚水機場 第1号水門一般図	1	
4	簗岳揚水機場 第1号水門架台設置図	1	
5	簗岳揚水機場 第2号水門一般図	1	
6	簗岳揚水機場 第2号水門架台設置図	1	
7	簗岳揚水機場 第3号水門一般図	1	
8	簗岳揚水機場 第3号水門架台設置図	1	
9	簗岳揚水機場 第4号水門一般図	1	
10	簗岳揚水機場 第5号水門一般図	1	
11	簗岳揚水機場 第5号水門架台設置図	1	
12	簗岳揚水機場 第1号スクリーン一般図	1	
13	簗岳揚水機場 第2号スクリーン一般図	1	
14	簗岳揚水機場 第3号スクリーン一般図	1	
15	簗岳揚水機場 第1号水門管理橋・防護柵組立図	1	
16	簗岳揚水機場 第2号～第4号水門及び第5号水門防護柵組立図	1	
17	簗岳揚水機場 単線結線図	1	
18	簗岳揚水機場 電気配線布設図(撤去・更新)	1	
19	簗岳揚水機場 操作盤搭載型ラック式開閉装置 盤外形図・単線結線図	1	
20	簗岳揚水機場 水位計架台詳細図	1	
計		20	